

令和2年4月8日

保護者様
生徒の皆様

さいたま市立浦和高等学校長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う
分散登校の中止について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い、令和2年4月6日（月）に本校HPでお知らせをした「市立浦和学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業及び分散登校の実施について」における分散登校を中止いたします。

なお、臨時休業については、下記のとおり実施いたします。長期の臨時休業となりますので、お子様の健康と安全を第一に考え、生活リズムを整えながら学習等に取り組みられるようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間について

4月8日（水）～5月6日（水）

2 臨時休業期間中の過ごし方について

(1) 健康管理について

お子様の体温の測定を毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、お子様に風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。

お子様は原則として、家の中で過ごすよう指導してください。健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮してください。

なお、市立浦和高校では校庭解放、部活動は当面の間実施いたしません。

(2) お子様の学びを止めないための学習支援について

学校から指示された学習課題に、計画的に取り組ませてください。学習課題等は学校ホームページ等とおして随時連絡します。

(3) その他

学校からの連絡を受け取るために、毎日学校ホームページを確認してください。

なお、事故等が発生した場合には、直ちに警察、学校等に連絡してください。

4 学校の連絡先について

臨時休業期間中の学校との連絡は、以下の方法でお願いします。

(1) 学校の電話 048-886-2151

(2) 学校のFAX 048-883-2029